

「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」の概要

利用者用

1. 「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」の趣旨

低所得で生計困難な利用者に対して、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。

また、法人が軽減の際に負担した費用の一部を、公費（町・県・国）で助成します。

| | | | |
|----------------|-------------------|-----|--------|
| 本来支払うべき利用者負担A→ | 介護サービス費1割分 | 居住費 | 食費 |
| 利用者負担軽減後→ | Aの3/4が利用者支払額（請求額） | | 1/4軽減※ |

※1/4の軽減は、社会福祉法人・町・県・国が負担いたします。

2. 軽減実施法人

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を実施し、助成対象となる事業所は、「社会福祉法人等による利用者負担軽減実施申出書」を町に提出している社会福祉法人となります。

軽減を実施している町外の事業所を利用した場合も該当となります。利用している事業所が対象となるかどうかは、お問い合わせください。

3. 対象サービス

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②訪問介護
- ③通所介護
- ④短期入所生活介護
- ⑤夜間対応型訪問介護
- ⑥認知症対応型通所介護
- ⑦小規模多機能型居宅介護
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

- ⑨介護予防訪問介護
- ⑩介護予防通所介護
- ⑪介護予防短期入所生活介護
- ⑫介護予防認知症対応型通所介護
- ⑬介護予防小規模多機能型居宅介護

4. 軽減対象者

町民税非課税世帯であって、以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

※上記に該当していても、旧措置入所者で利用者負担割合が 5 % 以下の方は該当になりません。

5. 軽減を利用するには

- ①社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第 3 号様式）に必要とする書類を添付し、町に提出してください。
- ②申請内容を町が審査し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認決定通知書（第 4 号様式）を通知します。
- ③対象者になった場合は、町から社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第 5 号様式又は第 5 号様式の 2）が交付されます。
- ④確認証を事業者に提示することにより、利用料の軽減が実施されます。

6. その他

確認証の有効期限は最初に到来する6月30日までです。

引き続き軽減を受けようとするときは、有効期間満了前2か月以内に申請が必要となります。

氏名や住所の変更等があった場合は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証変更・返還届出書（第7号様式）を提出してください。

お問い合わせは…

川島町役場健康福祉課 福祉グループ 高齢者・介護担当

TEL 049-299-1756（直通）

e-mail : fukushi@town.kawajima.saitama.jp